

令和5年度地方税制改正（案）について



MIC

令和5年3月9日

総務省自治税務局固定資産税課

【目 次】

(固定資産税・都市計画税)

- 負担調整措置 2

(固定資産税・都市計画税)

- 特例関係 4

(固定資産税・不動産取得税)

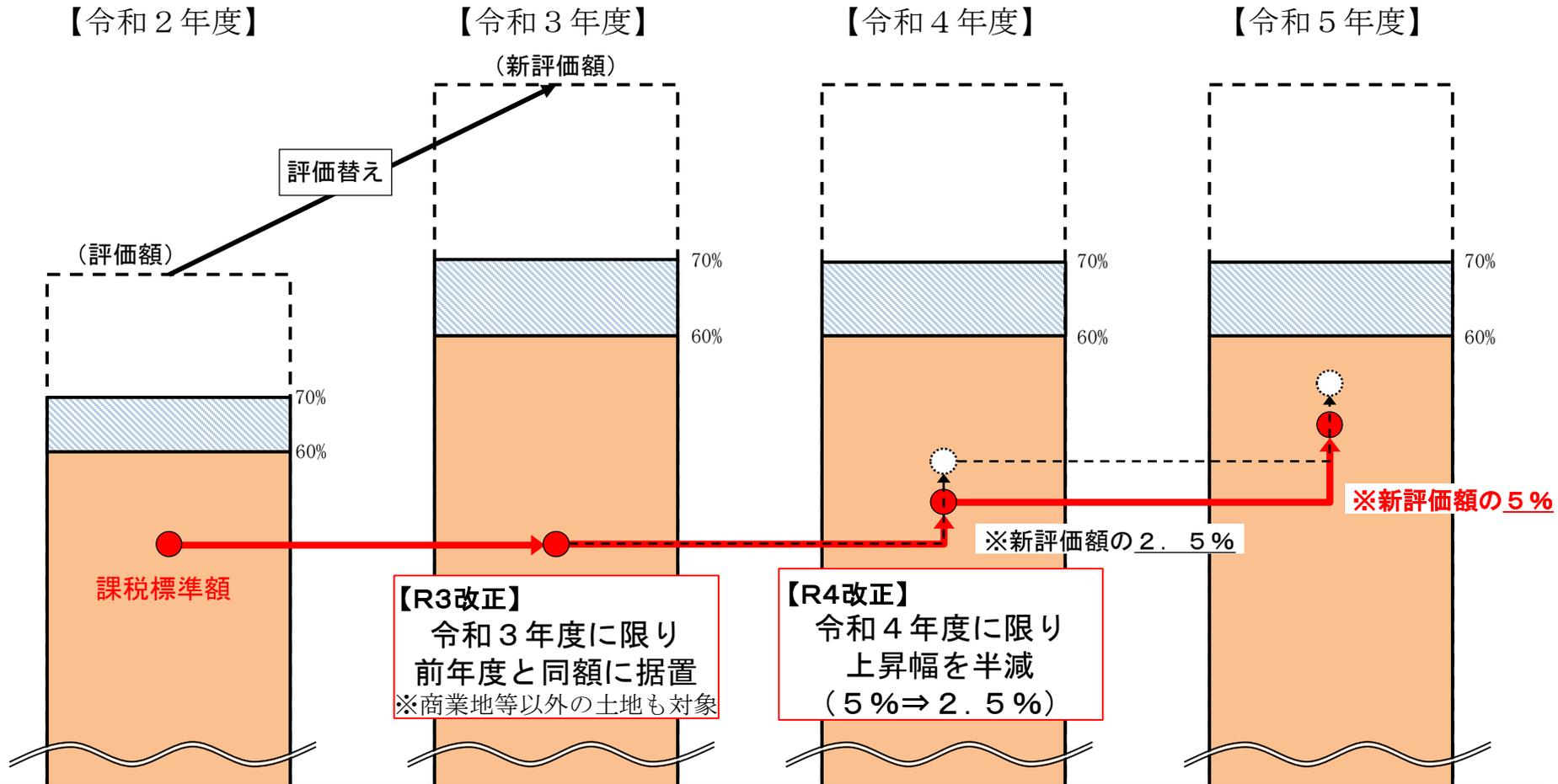
- 納税環境整備関係 8

(固定資産税・都市計画税)

負担調整措置

土地に係る固定資産税の課税の仕組み（令和3年度～令和5年度）

令和4年度改正後（商業地等）



※ 法律の規定は整備済み

(固定資産税・都市計画税)

特例関係

中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置の創設(案)

物価上昇等の現下の経済情勢を踏まえ、中小事業者等の生産性の向上や賃上げの促進を図るため、中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、生産性向上に資する一定の機械・装置等を取得した場合に、当該機械・装置等に係る固定資産税を軽減する特例措置を創設する。

1. 対象資産

中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した生産性向上に資する一定の機械・装置等

※以下の要件を満たす機械・装置等を対象

- ①市町村計画に基づき中小事業者等が取得するもの（市町村の導入促進基本計画に適合するもの）
- ②生産性向上に資するもの（導入により労働生産性が年平均3%以上向上するもの）
- ③企業の収益向上に直接つながるもの（導入により投資利益率が年平均5%以上となるもの）

2. 特例率

1 / 2（最初の3年度分）

賃上げ目標を盛り込んだ先端設備等導入計画に基づく設備投資の場合 1 / 3（最初の5年度分※）

※ 令和6年度中に資産を取得した場合は、最初の4年度分

3. 適用期限

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設（案）

特例の概要（創設）

- 改正マンション管理適正化法（令和4年4月1日施行）に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合で減額※する。

【対象となるマンションの要件】

- ① 築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること
- ② 大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること
- ③ 長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。具体的には以下のいずれかの場合
 - ・ 都道府県知事等の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、認定を受ける際に認定基準に適合させるために修繕積立金の額の引上げを行った場合
 - ・ 都道府県等からの助言・指導を受け、大規模修繕工事が可能な水準まで長期修繕計画を適切に見直し、修繕積立金の積立てや額の引上げを行った場合

※ 税額の減額は1戸あたり100㎡相当分を上限

バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における 変電・充電設備等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の創設(案)

地域公共交通の確保に取り組む一般乗合旅客自動車運送事業者が、カーボンニュートラル等への対応としてEVバスを導入するために充電設備等の償却資産を取得した場合、当該充電設備等及びその用に供する土地(当該充電設備等による充電に要する土地を含む。)に係る固定資産税及び都市計画税を軽減する特例措置を創設する。

1. 対象資産

EVバスの変電設備・充電設備及びその用に供する土地(当該充電設備等による充電に要する土地を含む。)

※ 地域公共交通計画で市町村が位置づけた路線のうち、EVバスが導入される営業所において運行する路線を維持することが一般乗合旅客自動車運送事業者が定める道路運送高度化実施計画で担保された場合に限る。

2. 特例率

1 / 3 (最初の5年度分)

3. 適用期限

令和10年3月31日まで(5年間)

4. その他

国土交通省において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)を改正し、道路運送高度化事業に新たにEVバスを用いた旅客運送事業を位置づける予定であり、同法の改正法の施行日から施行。

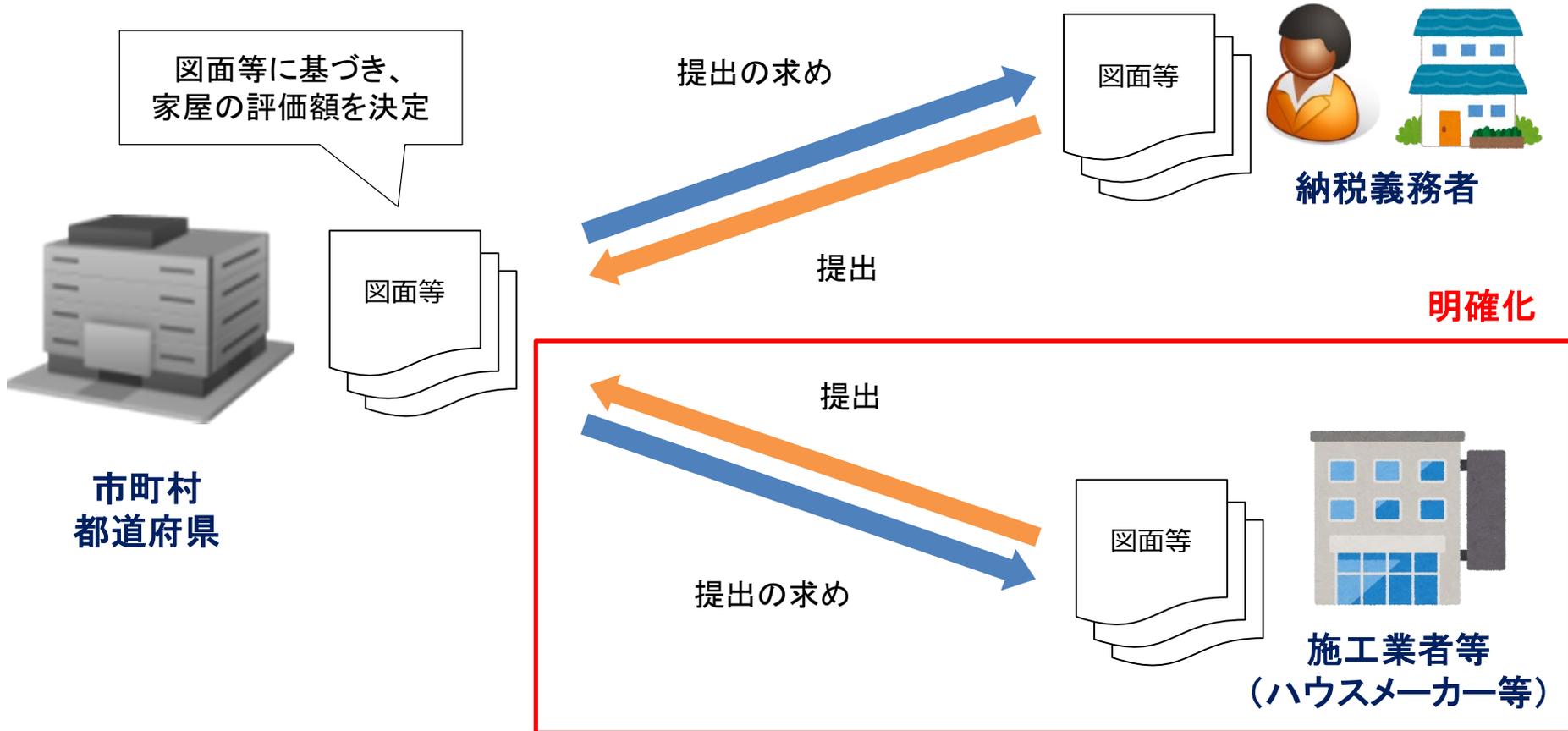
(固定資産税・不動産取得税)

納税環境整備関係

固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化(案)

- 市町村及び都道府県は、家屋の評価額の決定に当たり、質問検査権に基づき、評価に必要な図面等を取得しているところ。
- 固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権について、家屋の評価に必要な図面等の収集に当たり、納税義務者が所有している図面等では不十分な場合があることを踏まえ、当該家屋の施工業者等からも図面等入手することができることを法令上明確化する。

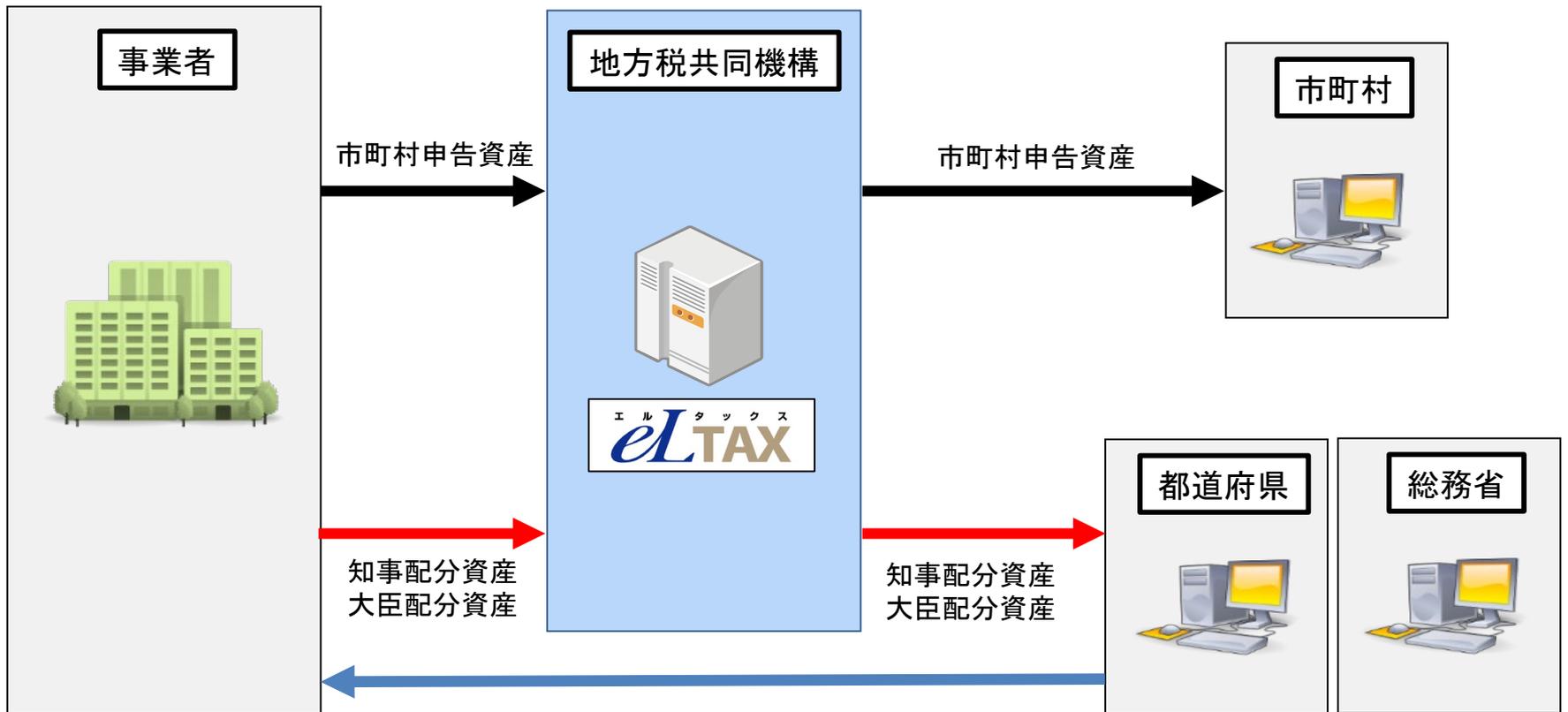
※ 令和6年4月1日施行



償却資産(知事・大臣配分資産)に係る固定資産税の申告・通知の電子化(案)

- 令和4年度税制改正において、納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、eLTAXを通じて行うことができるよう所要の措置を講じることとされた。
- 都道府県知事又は総務大臣が評価すべき固定資産の所有者が行う申告について、eLTAXを通じて電子的に行うことができることとする。
また、都道府県知事又は総務大臣が所有者に対して行う固定資産の価格等の通知について、電子的に申告を行う所有者が申出をしたときは、電子的に通知することとする。

※ 令和7年度以後の償却資産に係る固定資産税について適用。



相続税に係る固定資産情報の通知の電子化(案)

○令和4年度税制改正により、相続税の課税のために被相続人が保有していた固定資産の情報を税務署に通知することとされた。

○当該通知について、地方団体の事務の利便性等を考慮し、eLTAXを通じて電子的に通知することとする。

※ 当該通知に係る令和4年度改正相続税法の施行に合わせて施行。

(令和6年3月1日又は改正戸籍法の施行日(令和元年5月から5年を超えない範囲内で政令で定める日)のいずれか遅い日。)

電子化後の事務処理イメージ



市町村

固定資産情報



eLTAXを通じて電子的に通知



国税庁・税務署



法務省

死亡情報



政府共通
ネットワーク